

松戸市立常盤平中学校の部活動に係る活動方針

学校教育目標

- 知性豊かに自主創造の精神をもった生徒の育成
- 心身共に健全でたくましい精神をもった生徒の育成
- 人間性豊かに協力互譲の精神をもった生徒の育成

I 活動方針

- 1 目的 学校教育目標の実現に向け、異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を育てる。

身に付けられる資質能力

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| ○豊かな人間性 | ○明るく充実した学校生活 | ○一人一人の個性 |
| ○豊かな人間関係 | ○想像力・創造力・表現力 | ○充実感や達成感 |
| ○責任感・帰属意識 | ○規範意識・社会性・協調性 | ○ボランティア精神 |
| ○専門的な知識及び技能 | ○体力の向上や健康の維持 | ○地域との交流 |

2 運営

(1) 適切な運営のための体制整備

- ・顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に報告する。
- ・校長は、報告された活動計画について生徒保護者に公表する。
- ・**顧問は、年間を見通した活動日や大会予定等を生徒保護者に知らせる。**

(2) 適切な指導

- ・部活動の目的、目標を部員、顧問、保護者で共有する。
- ・顧問の経験則のみにとらわれない、科学的な練習、トレーニングを取り入れる。
- ・対話を重視した指導を行う。
- ・生徒の自主性、個性を尊重した指導を行う。
- ・体罰、パワハラ、セクハラの根絶の徹底。

(3) 適切な活動時間

- ・学業とのバランスや生徒の体調等を考慮し、活動時間等を以下のように定める。
- 休養日 平日は、週1日以上 土日は、週1日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、競技の特性、施設面の特性、**大会日程等**を考慮し柔軟に休養日を設定する場合においても、年間100日以上の休養日は設定することとする。その時、平日と休日のバランスについては均等となるようとする。
- 活動時間 平日は2時間程度、土日は3時間程度を原則とする。ただし、競技

の特性、施設面の特性、**大会日程等**を考慮し柔軟に活動時間を設定する場合においても、週当たり 16 時間程度を超えない範囲で設定することとする。

- ・長期休業中についても、上記に準ずる。また、長期の休養日も設ける。
- ・大会等で、休日に休養日を設けることができなかつた場合は、別の日に設定する。
- ・活動時間とは準備、片付け、移動時間は含まないものとする。
- ・各部の活動については、練習強度や練習に係る時間が違うことを考慮**する**。
- ・**本校の部活動の実態と施設の有効活用を考慮し、朝と放課後を別々の日として休養日を設定することも可とする。**
- ・大会参加にあたっては、生徒、顧問にとって過度な負担にならないように配慮する。

(4) 学校のサポート体制

- ・複数の教職員が見守る体制を作る。
- ・**顧問会議、部活動協議会**（部長会議）を開催し、自主的、自立的な活動ができるようにする。
- ・顧問・職員の情報交換を日常的に行う。

(5) 「学校」「家庭」「地域」の連携

- ・**必要に応じて、地域人材及び松戸市スポーツ指導者バンクの外部指導者を積極的に活用する。**
- ・学校の方針を周知し、保護者の理解を得るように努める。
- ・練習試合の交通費や活動にかかる諸経費等については、会計報告の作成等により保護者への説明を行う。
- ・保護者に、生徒の体調管理（睡眠、食事等）への協力を依頼する。

(6) 事故防止と安全への配慮

- ・生徒の体調管理及びけがの防止に努める。
- ・部活動における安全管理、安全指導を行う。**（活動場所・時間、顧問が活動場所から離れた場合、下校時等）**
- ・気象状況、災害発生に伴う安全確保を行う。
- ・熱中症の防止に関しては、「スポーツ活動中の熱中症予防 5 ヶ条」や「熱中症予防運動指針」などを参考に適切に対応する。
- ・事故**発生時は**、迅速かつ丁寧な対応を心がける。管理職、保護者への報告を行う。

※1 重篤な事故が発生した場合（心肺停止、骨折等）

- ・応急処置（AED 等）を行うと同時に、速やかに救急要請を行う。保護者と管理職への連絡を行う。

※2 体調不良、怪我等で校外から自宅に生徒を帰宅する場合

- ・基本は、保護者に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらうようにする。生徒の安

全を最優先とする。

- ・連絡がつかない場合は、必ず大人の目が届く場所で、休ませる。
- ・症状に改善が見られず、連絡がとれない場合は、顧問が責任をもって解散場所まで送り届ける（練習試合等他校職員がいる場合は、協力を要請し、生徒の安全に配慮した対応を行う）。

※3 事前の対策として保護者と確認しておきたい事項

- ・休日の部活動（特に校外での活動）時に保護者と確実に連絡がとれること。
- ・校外で体調不良となった場合には、原則として、迎えに来てもらうこと。
- ・家庭でも健康観察を行い、体調不良の場合には無理をせず、休養させること。
- ・部活動集合時は、顧問は健康観察を行うこと（万が一、体調が悪くなった場合は必ず申し出ることを徹底させる）。

II 活動規約（規定）

1 設置部活

- ・原則、顧問が1名以上、活動可能の複数生徒が在籍し、活動場所が確保できるもの

2 部活動開設等

- ・新たに部活動を開設する場合には、上記の原則を満たし、職員会議で協議し、最終的には校長の承認を必要とする
((*生徒会規約「部活動設立規定」を参考にする))

3 入退部

- ・部活動への入部を希望する生徒は、全学年で毎年4月に「入部届」を学級担任及び顧問へ直接提出する。（＊書式は別紙）
- ・事情により、部活動を退部する生徒は、「退部届」を学級担任から受け取り、顧問へ直接提出する。（＊書式は別紙）
- ・「退部」して、別の部活動への「転部」する場合は、入部と同様の手続きをおこなう。学級担任を含め、十分に話し合う。

4 部活動協議会（部長会）

- ・学期に1回以上、部活動協議会（部長会）を招集し、活動上の課題やよりよい運営、大会日程等について話し合う。
- ・運営は、生徒会執行部を中心とし、部活動担当教師がサポートする。

5 活動について

- (1) 活動は、原則として顧問がついて指導する。終了後、活動場所の整理整頓、戸締まり及び消灯を行い、顧問は生徒の下校を見届ける。
- (2) 顧問が学校不在の場合は、原則として活動は行わない。（事情がある場合は、顧問間で調整する）
- (3) 活動場所・活動時間などは、顧問間で調整し、部活動協議会等で確認する。
- (4) 活動場所の施錠は、顧問が責任を持って行う。生徒が施錠する場合も、確実に元の保管場所（職員室）に返却するように徹底する。
- (5) 体育倉庫や部室の整理整頓を心がける。
- (6) 雨天時の活動は、特に安全面に留意し、事前に活動場所や練習内容を明確にする。

6 活動時間（下校時間、休養日の設定、延長練習の決まり等）

- (1) 朝練習を実施する場合は、7：15以降とする。片付けを含めて終了は8：00とし、8：15までには入室を完了する。8：20には言語の活動を開始する。
(7：00前には登校しない)

- (2) 朝練習は、必ず顧問がついて指導する。
- (3) 活動時間は、以下の通りとして、日没の状況に合わせて下校時間も設定する。

1 学期	活動終了	最終下校	2 学期	活動終了	最終下校	3 学期	活動終了	最終下校
4月	17:45	18:00	9月前	17:45	18:00	1月1週	16:45	17:00
5月前	18:00	18:15	9月後	17:30	17:45	1月2週	17:00	17:15
5月後	18:15	18:30	10月前	17:15	17:30	2月前	17:00	17:15
6月	18:15	18:30	10月後	17:00	17:15	2月後	17:15	17:30
7月	18:15	18:30	11月前	16:45	17:00	3月前	17:30	17:45
			11月後	16:30	16:45	3月後	17:45	18:00
			12月	16:30	16:45			

- ・顧問は、シーズンとオフシーズンを意識した年間を見通した練習計画を作成する。
- ・成長期にある（ジュニア期）オーバートレーニング（1週16時間以上）は、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意し、科学的な練習法の研究と、長時間練習の是正に努める（課業日に4時間練習などはないようにする）。

(4) 短縮日課の課業日は、活動時間・下校時間共に柔軟に短縮し、過度の練習にならないよう留意する。部活動担当が指示を出す。

- (5) 正規の活動時間以外に延長を行う場合は、以下のようにする。
- ・学校長の承認を得た上で、保護者・生徒が同意した場合のみ可とする。同意せず、参加しなかった場合にも生徒が不利にならないように、顧問は配慮する。
 - ・活動時間は最終下校後30分程度とする。活動期間は大会2週前の最大5日間。
 - ・延長練習を可能とする大会・コンクール等は、原則小中体連や市・県の文化団体等が主催するものとする。

(6) 定期テスト前に、5日間の諸活動停止期間を設ける。

(テスト初日・採点日を合わせ6・5日間)

- (7) 定期テスト前後に、大会（小中体連等の主催）が実施される場合、学校長の承認を得た上で、保護者・生徒が同意した場合のみ、最大1時間の活動を認める。同意せず、参加しなかった場合にも生徒が不利にならないように、顧問は配慮する。

(8) 休養日については、以下の通りにする。

- ・平日は、週1日以上 土日は、週1日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、競技の特性、施設面の特性、大会日程等を考慮し柔軟に休養日を設定する場合においても、年間100日以上の休養日は設定することとする。その時、平日と休日のバランスについては均等となるようにする。
- ・長期休業中の以下の日時は活動を行わない。
 - 夏季休業 学校機械警備の期間
 - 冬季休業 12月29日～1月3日
- ・「ノーベル活動デー」を設け、生徒の積極的休養及び職員の研修に努める。

- 職員会議がある日
- 校内研修がある日
- 千教研がある日
- 採点日

*ただし、朝練習は活動可とする

(9) 休業日の活動について

- ・活動場所・時間に関しては、顧問間で話し合い、決定し、部長に伝える。
- ・大会、練習試合等で本校を使用する際は、該当の部活動が責任を持って、使用場所の整理整頓・清掃を行う。顧問は、最終点検を必ず行う（特に南校舎1階トイレに注意する）。
- ・登下校の服装は、部指定のもの、または学校生活に準じるものとする。持ち物についても同様とする。
- ・休日の活動の際は、基本的に校舎の開錠は行わない。開錠した部活動の顧問は、責任を持って施錠する（ノートに記入する）。

7 大会参加について

- ・大会に参加する際は、校長の承認を得た上で、生徒・保護者の同意を得る。
- ・校長は、各種大会への参加状況を把握し、生徒・顧問の過度な負担にならないよう参加する大会等を精査する。あわせて、保護者の理解を深めることに努める。
- ・大会参加にあたって、顧問は保護者及び管理職へ確実に報告する。
- ・休日等の練習試合について、顧問は確実に保護者に連絡する。校外に出る場合は「校外活動届」を部活動担当に提出する（参加生徒、引率教員、引率経路、交通費を明記する）。
- ・宿泊をする場合には、校長の承認を得た上で、生徒・保護者の同意を得た後、市内外を問わず2週間前までに「許可申請」を市教委に提出し、許可を得る。
(生徒・保護者の経済的負担等を考慮し、実施する場合は、年に1回程度とする)
- ・大会や練習試合等に参加する場合の貴重品等の管理について、顧問は事前に十分に指導し、持参した場合は顧問に預けるなど事故発生防止策に努める。
- ・大会参加、会場使用について、顧問は事前指導を行い、マナーを守って行動させる。

8 その他

- ・原則として、以下の日には再登校による活動とする。
 - 終業式、修了式、卒業式… 14：00以降～
 - ・10分前からの登校とし、それより早く登校させない。
 - ・再登校により活動を行う場合は、事前に全職員に伝える。
 - ・部活動に関わる出費は、保護者の経済的負担を考慮することに留意する。
 - ・部活動保護者会では、指導方針の他、年間の活動計画や活動にかかる費用について

も資料を用いて説明し、保護者の理解に努める。

- ・学校生活と部活動の区別を明確にし、けじめのある行動を心がけさせる。特に、身だしなみや用具等の管理に留意する。
- ・顧問は、活動終了時刻及び最終下校時刻を守らせることに努める。
- ・地域人材及びスポーツ指導者バンクの外部指導者を活用している場合、顧問は十分に連携をとり、学校の基本方針に則って指導することを確認する。
- ・指導にあたっては、「**プレーヤーズ・ファースト**」に努め、指導の充実を図る。

1 生徒指導の機能を生かした指導

- ・自己決定の場を与える
- ・自己存在感を与える
- ・共感的人間関係を育成する

2 対話を重視した指導

- ・説明～見本～試行～評価のサイクルを踏まえ、生徒の自主性を尊重し、激励・賞賛を欠かさない対話を重視した指導を心がける。

3 生徒を伸ばす指導

- ・経験則だけに頼る指導から、科学的な指導を追究する。

9 常盤平中学校 部活動綱領

- 一 部活動は教育課程外の活動ではあるが、
教育課程とは、相互補完の関係にあり、
共に常中教育の理念に基づいて指導されるものである。
- 二 部活動は、教師と生徒の自主的・自発的活動であって、
あるいは学芸を究め、
あるいは技の鍛錬に努め、
優劣勝敗を競って、優劣勝敗の上に出ることによって、
豊かな人間性を形成することを目的とする。
- 三 活動にあたっては、
ひとりひとりの特性を十分に生かすと共に、
各部それぞれに応じた団結心を高め、校風の刷新に寄与する。
そのために教師・生徒は、
師弟同行の心をもって、健康に留意し、
特に礼節を尚び、鍛錬陶冶を怠らず、
それぞれの天分を大成することに努める。